

令和 7 年 6 月 定例総会議事録

日 時 令和 7 年 6 月 30 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

場 所 小林中央公民館 大集会室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	渕上 憲明	22	井 野 実	23	高 岩 昭 市
24	下 村 勲	25	指 宿 浩 利	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	牟田奈穂子	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	苅 野 忠 義	34	大久津和幸	35	新 竹 正 男
36	武 田 善 昭	37	福 本 正 三	38	園 田 友 弘		

欠席 池田 幸一委員

事務局

事務局長	村岡浩二	主 幹	藤崎浩一	主 幹	山中 猛	主 幹	宮永昌和
主 査	池田尚樹	主 査	橋谷理己				

議 題

報告第 8 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
 議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画について（貸借権）
 議案第 42 号 農用地利用集積等促進計画について（所有権）
 議案第 43 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
 議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
 議案第 45 号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 6 月の行事实績及び 7 月の行事予定を報告します。

(6 月の行事实績及び 7 月の行事予定の報告)

事務局 それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様こんにちは。只今より小林市農業委員会、令和 7 年 6 月期の定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 8 号の 13 件、議案が第 39 号から第 45 号の 81 件、合計 94 件でございます。それでは、農業委員会規則第 6 条により瀬戸山会長に議長をお願いいたします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を 12 番谷之木委員、17 番石川委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第 8 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
下記のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったから報告する。

(報告第 8 号朗読)

議長 ありがとうございます。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。
議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議

題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があった
から許可するものとする。

(議案 39 第号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 1 小委員会に
付託されましたので、5 月 19 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果
を議案ごとに報告します。

議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借です。

1 番、農業者年金受給のため。20 年間、再設定です。

2 番、農業者年金受給のため。10 年間、再設定です。

3 番、農業者年金受給のため。20 年間、再設定です。

4 番、農業者年金受給のため。20 年間、再設定です。

5 番、農業者年金受給のため。10 年間、再設定です。

6 番、農業者年金受給のため。20 年間、再設定です。

7 番、農業者年金受給のため。10 年間、再設定です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について賛成
の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。
続きまして、議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを
議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可す
るものとする。

(議案第 40 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。

議長 それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 今月の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 3 小委員会に付託されまし
たので、6 月 19 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに
報告します。

議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転です。

番号 1 番、知人から贈与を受けるものです。

番号 2 番、知人から贈与を受けるものです。

番号 3 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 73,556 円。

番号 4 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 111,111 円。

番号 5 番、祖父から贈与を受けるものです。営農計画書添付です。

番号 6 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 341,686 円。

番号 7 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 406,923 円。

番号 8 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 406,925 円。

番号 9 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 720,115 円。

番号 10 番、叔父から贈与を受けるものです。

番号 11 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 103,413 円。

番号 12 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 218,341 円。

番号 13 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 104,621 円。

番号 14 番、申請地を購入し、規模拡大図る。10a あたり 105,263 円。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

8 番 議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転です。
番号 15 番、伯母から特定遺贈を受けるものです。
番号 16 番、伯母から特定遺贈を受けるものです。営農計画書添付です。
番号 17 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 80,128 円。
番号 18 番、隣接の農地所有者より贈与を受けるものです。
番号 19 番、父から贈与を受けるものです。
審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 40 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。
続きまして、議案第 41 号、農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 41 号、農用地利用集積等促進計画について
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画貸借権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 41 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 小林地区は計 25 件、田 56,680 m²、畑 125,974 m²、計 182,654 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 野尻地区は計 9 件、田 20,952 m²、畑 15,240 m²、計 36,192 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 41 号、農用地利用集積等促進計画について、賃借権について計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 42 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 42 号、農用地利用集積等促進計画について
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画所有権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 42 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 1 番、支援事業、即売です。単価 400,000 円です。
 2 番、支援事業、即売です。単価 389,298 円です。
 3 番、一般事業、即売です。単価 200,000 円です。
 4 番、支援事業、即売です。単価 213,038 円です。
 即売 3 件、田 17,075 m²、畑 2,922 m²、計 19,997 m²。
 審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
 議案第 42 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
 続きまして、議案第 43 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 43 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
 下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 43 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 議案第 43 号、農地法 4 条の規定による許可申請書進達についてです。
 1 番、764 m²の住宅敷地の追認申請です。父から相続し、状況を調査したところ農地であることが判明しました。
 2 番、132 m²の住宅敷地の追認申請です。父から相続し、住宅の一部が農地まで越境していることが判明しました。
 審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 43 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第 44 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 44 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 44 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 5 条・非農地証明の事前審査を第 2 小委員会に付託されました。
5 月 20 日に会長代理同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案第 44 号、農地法 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてです。
1 番、488 m²で建売住宅です。周りは住宅地です。手前の空き地も住宅予定です。
2 番、転用の理由は農家住宅建築のためです。高台で四方は崖でした。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。
以上、報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番

11 番 金額はいくらですか。

議長 事務局

事務局 ●●万円です。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 44 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 45 号、非農地証明願い承認についてを議題をします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 45 号、非農地証明願い承認について
下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 45 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案 45 号、非農地証明願いの承認について。
1 番、北西方草葉です。杉林の中で原野です。
2 番、北西方松尾です。谷底の細長い田でした。原野です。
3 番、2 番と同じ場所です。

4 番、東方池ノ上です。田ですが、水利組合から脱けています。雑種地です。
5 番、南西方熊迫です。住宅と道路の間に挟まれた細長い土地で、公衆用道路として使用されていました。
6 番、南西方狐塚です。現在宅地の一部となっています。
7 番、南西方堂田です。地区の墓に行く公衆用道路となっています。
8 番、細野内田です。住宅と用悪水路です。
9 番、細野中棚です。杉林です。
10 番、須木鳥田町九瀬鳥越です。宅地でその周りは原野化していました。
11 番、南西方仁田ノ本です。家が 2 棟建っていましたが、農地法以前から建っていました。
12 番、北西方横峯迫です。原野です。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 野尻町区分です。議案 45 号、非農地証明願いの承認について。
13 番、野尻町東麓中須です。周りが雑木に囲まれた原野です。
14 番、野尻町東麓陣原です。雑草等が生えている原野です。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 45 号、非農地証明願い承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 閉議

令和 7 年 6 月 30 日定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟